

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発	(P1)
●平成29年度「新商品トライアル制度」認定企業の募集【新規】	北海道
【2】販路拡大・海外展開	(P2~6)
●平成29年度「ほっかいどう受発注拡大商談会in旭川」受注企業募集のご案内【新規】	中小企業総合支援センター
●表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内	北海道
●海外での商談会やテスト輸出などの事業実施	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	北海道
●「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用	北海道
【3】融資	(P7~12)
●北海道の中小企業者向け融資制度	北海道
●北海道の創業者向け融資制度	北海道
●耐震改修に対応する融資制度のご案内【新規】	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	北海道
●さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室	北海道
●小規模企業者等設備貸与事業のご案内	北海道
【4】雇用の確保	(P13~15)
○キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内	労働局
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】	北海道
●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内について【更新】	北海道
【5】人材育成	(P16~21)
●10月~11月開講講座のご案内【更新】	中小企業大学校旭川校
●小規模事業者向けセミナーin釧路のご案内	中小企業大学校旭川校
●高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成30年度訓練生募集【新規】	北海道
●能力開発セミナー(10-12月開講予定)のご案内【更新】	北海道
●「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設	労働局・北海道他
【6】各種相談	
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【再掲】	北海道
●さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室【再掲】	北海道
●「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設【再掲】	労働局・北海道他
【7】イベント・セミナー	(P22~24)
●2017ロシアビジネスセミナー「シベリアビジネスを展望する」の開催【新規】	経済産業局
●「北海道食品製造業 食品表示セミナーin旭川」の開催【新規】	北海道
●「第1回北海道衛星データ利用研究会」の開催【新規】	北海道
【8】その他	(P25~29)
●平成29年度「北国の省エネ・新エネ大賞」の募集【新規】	経済産業局
●平成29年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集	開発局
●「北海道ドライブ観光促進社会実験」のご案内【新規】	開発局
●北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ【新規】	労働局
○北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内	北海道

平成29年度「新商品トライアル制度」認定企業の募集について【新規】

(北海道)

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務の提供により新しい事業分野の開拓を図る道内中小企業等を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務により認定した企業の新商品・新役務を「トライアル新商品」として、特定随意契約に係る登録名簿に登録の上、道の各機関(教育・警察含む)での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

平成29年度についても、次のとおり募集を行っております。

◆対象者

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

◆募集期間

平成29年9月1日(金)～平成29年9月29日(金)

◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
 - 1 定款(個人の場合は住民票)
 - 2 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
 - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

～表彰企業プレミアムパッケージ事業(認定後の支援)～

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>)

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など

平成29年度「ほっかいどう受発注拡大商談会 in 旭川」受注企業募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

機械部品及び機械設備や、その補修部品・メンテナンス等の道内調達を希望する道内外の発注企業と、これらに対して受注意欲のある道内企業とが個別商談する機会を設け、取引拡大を図ることを目的に開催します。

◆開催日時

平成29年10月24日(火) 13:00 ~ 17:00

◆開催場所

旭川トヨーホテル 2F「丹頂の間」(旭川市7条7丁目32-12)

◆当日のスケジュール (参加企業の状況等により、スケジュールは変更になる場合もあります)

時刻	内 容
12:00~	受付開始
13:00 ~ 13:15	開会、主催者挨拶及び商談ルール説明等
13:15 ~ 14:55	希望面談①事前の面談希望企業調査による面談時間指定制(面談時間は1社につき20分以内)
14:55 ~ 15:05	休憩
15:05 ~ 16:15	希望面談②事前の面談希望企業調査による面談時間指定制(面談時間は1社につき20分以内)
16:15 ~ 17:00	フリー面談 面談を希望する受注企業が発注企業席にて面談(面談時間は1社あたり15分以内)
17:00	商談会閉会

◆募集企業

道内受注企業 40社程度

(主な加工分野:機械加工、プレス・板金・製缶加工、鋳造加工、樹脂成型加工、組立・メンテナンス等)

◆参加料

3,000円 / 社 ※(公財)北海道中小企業総合支援センターの会員企業及び(一社)北海道機械工業会の会員企業は無料です。

◆申込方法

ホームページより「参加申込書(受注企業用)」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

◆申込期限

平成29年10月2日(月)17時必着

◆ホームページ

http://www.hsc.or.jp/topics/H29syodan_2st_j.htm

◆問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部取引支援G 担当:中屋、河上

TEL:011-232-2406 FAX:011-232-2011 E-mail:torihiki@hsc.or.jp

表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内

(北海道)

北海道経済部では、道が表彰・認定した商品を開発等した企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm	9月1日(金)～ 9月29日(金)
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shinseiinkaiatsushou.htm	29年度の募集は終了しました。
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm	29年度の募集は終了しました。
北海道チャレンジ企業	道内中小企業の活性化を図るため、経済環境の変化に対応し、果敢に挑戦している創業まもない企業や経営革新に取り組む企業などで、優れた成果を収め、他の模範となる企業を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/ec/cyarengetop.htm	29年度から新表彰制度へ移行予定

◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

海外での商談会やテスト輸出などを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などを実施(外部委託)します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)
※香港の商談会(9月開催)の募集は終了しました。

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・現地商談会、テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
※香港の商談会(9月開催)の募集は終了しました。
- ・道内普及啓発セミナーの開催

◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^ドo）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



《累計認定数》

- ◆44 社 81 品目（平成 29 年 9 月現在）※ 第9回認定で3社3品目が追加！うち2品目は新規機能性素材

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoのフェイスブックページがオープンしました！
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 29 年度はこれまで、東急ハンズ、ル・トロワで開催。今後も順次開催。平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「スーパーマーケット・トレードショー2018」（2018 年2月 14 日～16 日、幕張メッセで開催される国内最大級の食の展示会）に「ヘルシーDoゾーン」を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピールする予定です。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ（TEL:011-204-5226）

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等	
		政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等		
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	【変動金利】 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

耐震改修に対応する融資制度のご案内【新規】

(北海道)

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

◆制度の概要

資金名	防災・減災貸付(耐震改修対策)
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者(観光施設の場合は大企業も対象となります。)
資金使途	設備資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)
融資金額	16億円以内
融資期間	20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	すべて取扱金融機関の定めるところによります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け
融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去3年間に於ける各年のいずれかの同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去3年間に於ける各年のいずれかの同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346
釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182
根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内（北海道労働局）

キャリアアップ助成金とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成 29 年4月1日改正）

賃金規定等改定コースとは、すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成するものです。

支給額

① すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

（単位：円）

対象労働者数	中小企業		大企業	
		生産性(※)		生産性(※)
1人～3人	95,000	120,000	71,250	90,000
4人～6人	190,000	240,000	142,500	180,000
7人～10人	285,000	360,000	190,000	240,000
11人～100人 1人当たり	28,500	36,000	19,000	24,000

② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

（単位：円）

対象労働者数	中小企業		大企業	
		生産性(※)		生産性(※)
1人～3人	47,500	60,000	33,250	42,000
4人～6人	95,000	120,000	71,250	90,000
7人～10人	142,500	180,000	95,000	120,000
11人～100人 1人当たり	14,250	18,000	9,500	12,000

※ 生産性の向上が認められる場合の額。

- ◆1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人まで、申請回数は1年度1回のみ
- ◆中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算 <>内は生産性向上が認められる場合の額
 上記支給額の①すべての賃金規定等を改定した場合：1人当たり14,250円<18,000円>
 上記支給額の②一部の賃金規定等を改定した場合：1人当たり7,600円<9,600円>
- ◆さらに、賃金をいくら増額するか決定にあたり、「職務評価」を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算
 1事業所当たり中小企業190,000円<240,000円>、大企業142,500円<180,000円>
- ◆助成金を受けるためには、対象となる事業主、労働者などの定められた要件を満たす必要があります。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071
- ◆厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

- 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。
「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。
- 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！
センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)
- 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。
就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(9～10月)

■ 「ミニセミナー」+「出張相談会又は座談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
9/26(火) 【セミナー】 10:30～11:30 【相談会】 11:30～12:00	働き方改革～女性やシニア層の活用・ 有効な雇用管理について～	アートホテル旭川(ローアン) (旭川市7条通6丁目)
10/17(火) 【セミナー】 19:00～20:00 【相談会】 20:00～21:00	会社の規模に応じた組織・マネジメント設 計	旭川市内(場所未定)

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasiens@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)
場所:札幌市中央区北1条西2丁目2
北海道経済センタービル 9F
(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)
TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351
利用料:無料

◆9・10月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

①「キャリアアップ助成金」	10/ 5(木)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	10/12(木)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」	10/17(火)	14:00~16:00
④「地域雇用開発助成金」	9/25(月)、10/23(月)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	10/10(火)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	10/19(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	9/29(金)、10/26(木)	14:00~16:00

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm>



北海道ビジネスサポート・ハローワーク



中小企業大学校旭川校 10月～11月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年10月～11月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

砂川市・中小企業大学校旭川校連携セミナーin 砂川

No.36 やる気と能力を引き出すリーダーシップ講座

本研修では、やる気と能力を引き出すリーダーシップのあり方と職場を活性化するリーダーシップ発揮のポイントを学びます。

◆カリキュラム概要

1. 求められる管理者の役割とリーダーシップ
2. チームメンバーを巻き込むコミュニケーション
3. 信頼関係を築くためのコミュニケーションスキル

◆実施期間 10月12日(木) 1日間

◆研修時間 6時間

◆開催場所 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100921.html>

No.19 コスト削減のための在庫管理

適正在庫管理に取り組み、利益創造の源泉となす

本研修では、より一層のコスト削減に取り組むために、必要なモノを必要なときに必要な量だけ提供できるような在庫を適正に管理する方法を学び、自社で在庫管理の適正化が図れるように在庫実務のスキルを身につけます。また自社課題演習を通じて、自社(担当部門)の在庫管理の問題点を明らかにするとともに、最適な在庫管理の仕組みづくりとして自社の在庫改善計画の策定に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 在庫管理が経営に与える影響を理解できます。
2. 事例と演習を通じて、在庫管理の進め方が身につきます。
3. 講師との個人面談を通じて、自社の在庫管理の問題点を明確にし、具体的な改善策の検討ができます。

◆実施期間 10月24日(火)～26日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社湯浅コンサルティング コンサルタント 芝田 稔子氏
同上 コンサルタント 内田 明美子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100027.html>

No.20 新たな販路を切り拓くマーケティング

本研修では、マーケティングの基本を理解するのみならず、時代の潮流を読み取り、成果を上げている事例に学びながら、演習を通じて自社にあった実践方法を身につけることで、自社のマーケティング戦略を策定できるようになることを目指します。

◆この研修のポイント

1. 実務に役立つマーケティングを基本から学ぶことが出来ます。
2. 成果を上げている事例から、マーケティングの成功のポイントを掴みます。
3. 自社オリジナルのマーケティング戦略づくりが出来るようになります。

◆実施期間 11月14日(火)～16日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE 経営コンサルタント株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100028.html>

No.21 旅館・ホテルマネージャーのマネジメント力強化講座
観光業のためのマネージャー養成講座

本研修では、旅館・ホテル業界の売上・収益アップにつながる顧客ニーズへの様々な対応策について「顧客の視点」で捉えらるとともに、経営体質を改善・強化するための計数の見方を含むマネジメントの考え方と手法を学びます。

◆この研修のポイント

1. 旅館・ホテルマネージャーに必要なマネジメント力の強化を図ります。
2. 事例を通じて、域外からの集客と予約率向上、生産性向上を図る戦略と対策を学びます。
3. 演習を通じて、経営体質改善のポイントと「顧客の視点」による対応策を学びます。

◆実施期間 11月20日(月)～22日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社日本旅行 経営管理部新規事業室室長 砂子 隆志氏
宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏
株式会社陣屋 代表取締役社長 宮崎 富夫氏
観光ビジネス総研 代表 刀根 浩志氏
株式会社ダイヤモンド・ビッグ社 特別顧問 川端 祥司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100029.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>





中小企業・小規模事業者向けセミナーのご案内

～ 釧路で開催 ～

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成29年10月に釧路市で開講する無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファックスでお受けいたします。

小規模事業者向けセミナーin 釧路

組織のチカラを高めるビジネスコミュニケーション

女性リーダーのための印象管理戦略術

【無料セミナー】

本講座では女性リーダーとして活躍している方、これから活躍を期待されている方を対象とし、組織内でさらにパフォーマンスを発揮できるような自己表現方法を身につけます。またリーダーとして求められる印象管理方法について、実際にメイクアップ実習を交えながら理論的に理解し、即実践できるコツを習得します。組織のリーダーとして、内面・外見両側面から影響力を発揮できることを目指します。

- ◆開催日時 10月20日(金) 13時～17時
- ◆開催場所 釧路市観光国際交流センター 視聴覚室
- ◆対象者 中小企業・小規模企業の経営者・従業員、創業予定者 等 (女性限定)
- ◆受講料 無料
- ◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏
- ◆詳細は[小規模事業者向けセミナーin 釧路\(PDF ファイル : 873.7KB\)](#)をご参照ください

◆◇ ご案内 ◆◇

中小企業大学校の研修には、各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の

平成30年度の訓練生を募集します！【新規】

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	平成29年11月1日(水) ～11月20日(月)	平成29年11月21日(火) ～12月10日(日)	平成29年11月1日(水) ～11月20日(月)
選考日	平成29年11月24日(金)	平成29年12月15日(金)	平成29年12月4日(月)
応募資格	○高等学校長推薦 平成30年3月卒業見込みの方等	○学び直し若年者自己推薦 35歳未満の高校を卒業した方等 〔室蘭、苫小牧の2学院と5学院(函館、旭川、北見、帯広、釧路)の自動車整備科が対象です〕	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められた方(平成30年3月卒業見込みを含む) ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	学力試験(国語、数学) 面接試験		
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1-1	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1-1	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9-5	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18-1	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2-51	0154-57-8011
北海道障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

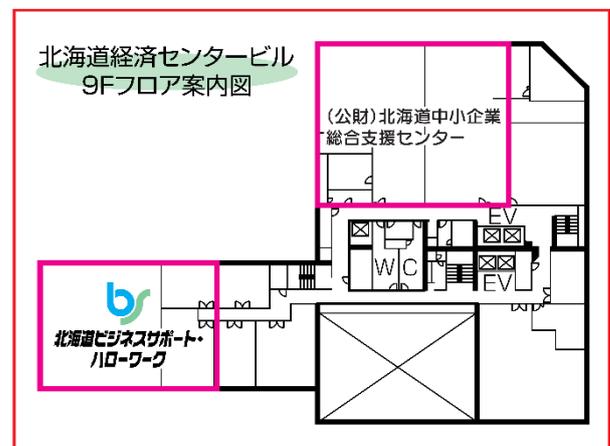
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



2017 ロシアビジネスセミナー「シベリアビジネスを展望する」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、(株)FEC マネージメント、札幌市ほか関係機関との共催で、ロシア連邦シベリア地方から講師を招き、同地方の概要やビジネス環境などについて紹介するビジネスセミナーを開催します。

札幌市の姉妹都市であるロシア連邦ノヴォシビルスク市を中心とするシベリア地方は、極東地域の3倍以上の人口を有する大きな市場であり、積雪寒冷地技術などのビジネスを展開していく上で、道内企業にとって多くの可能性を持つ地域であると考えられます。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 10 月 19 日(木)13:00~15:00

【場所】北海道経済センタービル 8 階 A ホール(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

【定員】70 名(先着順・参加費無料)

◆プログラム

◇パネルディスカッション

<ファシリテーター>

(公社)北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)研究員 吉村 慎司

<登壇者>

・札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課長 本山 亮治
「札幌市の姉妹都市ノヴォシビルスク市について」(仮題)

・ノヴォシビルスク州投資発展庁
代表 ジリヤーノフ・アレクサンドル氏(逐次通訳)
国際関係局 プロトニコフ・ワシーリー氏(逐次通訳)
「ノヴォシビルスク市場の魅力について」(予定)

・シベリア北海道文化センター 副館長 プリク・イリーナ氏(日本語)
「シベリア北海道文化センターの活動のご紹介」

◇質疑応答

◇ノヴォシビルスク展示会「SibBuild2018」出展の案内

◇札幌市主催ノヴォシビルスク市でのビジネス交流会(仮題)の案内

◆申込方法

申込方法等、事業の詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20170905/index.htm>

申込締切:平成 29 年 10 月 12 日(木)

◆主催・共催・後援

【主催】(株)FEC マネージメント、日露エコノミックスセンター(株)

【共催】経済産業省北海道経済産業局、札幌市、(公社)北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)、札幌商工会議所

【後援】(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道

「北海道食品製造業 食品表示セミナー in 旭川」の開催【新規】

(北海道)

平成27年4月1日に「食品表示法」が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。

道では、新しい食品表示制度が円滑に導入されることを目的として、食品製造業の在職者の方を対象とした「食品表示セミナー」を道内8箇所(旭川市、苫小牧市、岩見沢市、稚内市、函館市、釧路市、網走市、帯広市)で開催します。第1回目の旭川では次のとおり開催されます。

この機会に、経営総務部門、営業企画部門、生産管理部門など食品製造業等のさまざまな部門に携わる方々に是非ご参加いただき、御社の業務に活かしていただきたいと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催内容

日 時:平成29年9月26日(火)10:00~16:00

場 所:上川保健所 101会議室

(旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局内)

※セミナーに関するお問い合わせは北海道経済部食関連産業室
011-204-5312 に照会願います。

定 員:40名程度 ※申込みが定員を超えた場合は先着順となりますので、ご了承ください。

参加費:無料

お申し込み:下記のウェブサイトより参加申込書をダウンロードし、北海道経済部食関連産業室あて
FAX もしくは電子メールにてお送りください。

→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinhyojiseminar.htm>

【セミナーの内容】

- ①食品表示基準の概要及び主な変更点
～「食品表示法」施行に係る道産食品の表示適正化のために～
- ②北海道食品製造業従事者のための食品表示(基本編)
 - ・生鮮食品の表示
 - ・加工食品の表示
 - ・アレルギーの表示
 - ・添加物の表示
 - ・栄養成分表示
 - ・特色のある原材料等 表示全般について
- ③食品表示法施行等による不適切表示例
- ④食品表示検定模擬試験

【講 師】

吉村 唯善 氏 (デュアルカナム株式会社アルカナム事業部 エキスパートマネージャー)

【問い合わせ先】 北海道経済部食関連産業室(担当:渡辺)

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5312 FAX:011-232-8860

「第1回北海道衛星データ利用研究会」を開催します【新規】

(北海道)

衛星から得られるデータの質と量が大幅に向上しており、こうした衛星データと他の様々な地上データを組み合わせ、様々な分野におけるサービスの提供を行う取組が全国的に進められています。

道においても、衛星データを利用したビジネスやサービスの創出を図るため、こうした新たな取組に関心のある事業者の方を対象に、衛星データの加工・解析・分析等の基礎知識を習得し、新たなサービス等の創出に向けた情報交換を目的とした研究会を開催します。

◆開催概要

【日時】平成29年9月28日(木)14:00～16:30

【場所】かでの2・7 8階 820 研修室(札幌市中央区北2条西7丁目)

【対象】衛星データ利用に関心のあるIT企業、コンサル等事業者

【参加費】無料

【主催】北海道

【協力】一般社団法人 北海道オープンデータ推進協議会、No Maps 実行委員会
一般社団法人 北海道産学官研究フォーラム、NPO 法人 Digital 北海道研究会

◆プログラム

(1)衛星データ利用事例の紹介

(2)衛星データ解析方法の紹介

講師：一般財団法人 リモート・センシング技術センター
研究開発部 部長 山本 彩 氏

(3)道内における研究事例の紹介

① 農業分野における研究事例

発表：北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場
農業環境部長 安積 大治 氏

② 林業分野における研究事例

発表：北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場
森林環境部環境グループ 主査 阿部 友幸 氏

(4)質疑応答・情報交換

◆申込方法・参加希望の方は、下記により9/25(月)までにメールでお申し込みください。

メールアドレス：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

①お名前、②会社・団体等の名称、③所属・役職、④連絡先(電話・メールアドレス)をお知らせください。

※ リーフレット：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/leaflet-satellite2.pdf>

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室

TEL:011-204-5127(内線:26-827/26-836) FAX:011-232-1063

E-mail：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

平成 29 年度「北国の省エネ・新エネ大賞」を募集します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「北国の省エネ・新エネ大賞(北海道経済産業局長表彰)」を 10 月 13 日(金)まで募集します。

本表彰は、北海道における省エネルギー・新エネルギーに関する開発、有効利用及び普及に関し、著しい成果及び功績が認められ、他の模範となる取組等を行った組織・個人を表彰することにより、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を加速させることを目的として実施しています。

◆募集部門

次の 4 つの部門において、(1)から(3)は組織、(4)は組織及び個人を対象に募集します。

組織には、事業者のほか、グループや自治体、教育機関を含みます。

(1)有効利用部門

省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用によるエネルギーの有効利用

(2)節電部門

省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用による節電

(3)開発・製造・普及部門

省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品等の開発・製造・普及

(4)啓発部門

省エネルギー・新エネルギーの啓発活動

◆応募方法

応募方法、応募要領等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/kitaguni_award9/index.htm

応募締切:平成 29 年 10 月 13 日(金)17:00 必着

◆提出・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 4 階

TEL:011-709-2311(内線 2635、2636)

FAX:011-726-7474

E-mail:hokkaido-energy@meti.go.jp

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか
 ～「公共施設見学ツアー」の取組に参加いただける旅行会社を募集しています～
 “この度、見学メニューに「ダムの高上げ工事現場」を追加しました”

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」という取組を行っています。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。(無償対応)

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。赤字が今回追加した施設となっています。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、滝里ダム(芦別市)、**新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)**、苫小牧港(苫小牧市及び厚真町)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号 函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、国道 38 号 旭川十勝道路 富良野道路工事(富良野市)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)、国道 38 号・44 号 釧路外環状道路工事(釧路町)

◆問い合わせ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【公共施設見学ツアーの例】



〈白鳥大橋主塔から〉



〈豊平峡ダム観光放流見学〉



〈樽前山砂防施設〉



〈滝里ダム監査廊見学〉

9月1日から「北海道ドライブ観光促進社会実験」が始まりました
～スマホ用アプリ「Drive Hokkaido!」で道内の観光情報を発信～【新規】

(北海道開発局)

- インバウンド観光の課題である閑散期の需要喚起と地方部への誘導を図るため、9月1日(金)から「北海道ドライブ観光促進社会実験」が始まりました。これは(株)ナビタイムジャパンから提供いただいたスマートフォン用アプリケーション(Drive Hokkaido!)を活用し、近年急増する外国人ドライブ観光客に向けて、北海道における地方部の観光・特典情報等を提供することで、道内各地への立ち寄りを促すとともに、外国人レンタカー利用者の立ち寄りスポットや移動経路等を明らかにして、その検証結果を今後の観光施策推進に役立てることを目的に実施するものです。
- 本社会実験に先立ち実施した、外国人観光客を対象とする割引等の各種特典をご提供いただける施設募集の際には皆様方にも御協力いただき、お陰様で249の施設に参加いただくことができました。心よりお礼申し上げます。
- 今後も引き続き関係機関の御協力をいただきながら、国内外で本社会実験及びスマホアプリのプロモーションを展開し、北海道観光の魅力を世界に向け発信して参りたいと考えております。
- 皆様方におかれましても、外国人の方々に本社会実験及びこのスマホアプリをPRいただければ幸いです。

◆事業概要

- (1) 事業名:北海道ドライブ観光促進社会実験
- (2) 実施主体:国土交通省北海道開発局(北海道ドライブ観光促進社会実験協議会)
- (3) 実施時期:平成29年9月1日(金)～平成29年11月30日(木)
- (4) 実施地域:札幌市を除く北海道全域
- (5) 対象者:主にレンタカーを利用する外国人観光客及び外国永住権を保有する日本人

【アプリの概要】※(株)ナビタイムジャパン開発・運営

▼名称:「Drive Hokkaido!」

▼対応OS:ios10.0以上/Android5.0以上 ▼価格:無料 ▼対象言語:英語・繁体字

※Google store App Store からダウンロードいただけます。



ダウンロードはこちらから↓

<http://hokkaido-travel.navitime.jp/inboundspstorage/hkd/contents/html/driving/>

【広報媒体】

▼ 社会実験ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラム

ウェブサイト:<https://hokkaido.japandrive.com/ja/>(日本語・英語・中文繁体字)

フェイスブック:<https://www.facebook.com/japandrivecom/>

インスタグラム:<https://www.instagram.com/japandrivecom/>

※ 道内の観光資源(特に9月～11月)の写真をご提供いただければ上記ツールにて発信させていただきます。

<社会実験に関する問い合わせ先>

◆北海道ドライブ観光促進社会実験協議会事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:011-709-2024(直通) FAX:011-746-1032 E-mail:hkd-ky-drivepass@ml.mlit.go.jp

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ【新規】（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 810 29. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 830 28. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 900 28. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 821 28. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 825 28. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～
フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽に電話を！)
詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

・ 北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは <http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin01.html>

北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

◆制度概要

1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、

・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

・道の他の補助金等の交付を受けるもの

・営利又は収益を目的としているもの

・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

・主催者が国または地方公共団体

・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)

・その他適当でないと認めるもの

2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

参加者	助成限度
・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上	300万円
・全体参加1000人以上1500人未満	100万円
・全体参加1500人以上2000人未満	200万円
・全体参加2000人以上	300万円

○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うこととなりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)